

岡山空港及びその周辺における 消防救難活動に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）は、岡山空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消防救難活動について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災・事故若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消防救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区域の区分指定及び出動）

第2条 空港及びその周辺を次のとおり区分指定するものとする。

（1）第1種区域

空港区域のうち建物を除く立入制限区域内の区域をいう。

（2）第2種区域

空港区域のうち第1種区域以外の区域をいう。

（3）第3種区域

空港区域以外の周辺地域をいう。

2 各区域においては、次に定めるところにより通報し、出動するものとする。

（1） 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、消防救難活動は甲が第一次的にこれに当たり、乙は覚知と同時に必要に応じて出動するものとする。

（2） 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、最初に覚知した甲又は乙は速やかに通報し、消防救難活動は、乙が第一次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（3） 第3種区域において緊急事態が発生した場合は、乙は甲に対して速やかに通報するものとし、消防救難活動は、乙が第一次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(通報要領)

第3条 前条の規定により通報する場合は、次に掲げる事項について、電話その他の方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類及びその状況概要
- (2) 被災物件が航空機の場合は、航空機の種類及び乗員、乗客数
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救助、救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要事項

2 通報に応じて出動した甲又は乙は、現場に到着したときは、速やかに通報した甲又は乙に連絡をするものとする。

(費用の負担)

第4条 第2条第1項に定める第1種区域及び第2種区域における消防救難活動のために要した 費用は、次に定める区分に従って負担するものとする。

- (1) 消防救難活動に要した諸経費については、原則としてそれぞれ出動した機関が負担する。ただし、化学消火のために要した薬剤については甲の負担とする。
- (2) 消防救難活動中、事故等により建築物その他の工作物等を破損した場合の補償に要する費用は、甲において負担するものとする。ただし、事故等の原因が故意又は重大な過失に起因する場合は、この限りでない。
- (3) 前2号以外の消防救難活動において、事故等により生じた補償に要する費用は、両者協議のうえ、決定負担するものとする。ただし、事故等の原因が故意又は重大な過失に起因する場合は、この限りでない。

(調査に対する協力)

第5条 甲及び乙が消防救難活動を実施するに当たっては、航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意し、事後における調査は相互に協力するものとする。

(てん末の通報)

第6条 甲又は乙が単独で消防救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(各種訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消防救難活動に関する計画を立案し、各種訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消防救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、昭和63年3月11日から効力が発生するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

附則

この協定は、昭和63年 3月11日から実施する。

附則

この協定は、平成 5年 9月16日から実施する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

昭和63年3月1日

甲 岡山県

岡山県新岡山空港管理事務所長 福田 行

(岡山県岡山空港管理事務所に名称変更)

乙 岡山市

岡山市長

松本 一

覚書

この覚書は、岡山空港及びその周辺における消防救難活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）は協定の円滑な実施について、次の条項により覚書を交換する。

（所要図書の作成）

第1条 協定書第2条の規定により指摘された区域を明確にするため、甲は所要図書を作成し、乙に提出するものとする。

（進入及び誘導等）

第2条 甲及び乙は協定書第2条に基づく消防救難活動を行う場合における立入制限区域内への進入については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 乙の進入門は、原則として東門及び西門とする。
- (2) 甲は、乙が進入門から立入制限区域内へ進入するときは、乙の指揮者に連絡用無線機を貸与するものとする。
- (3) 待機を必要とする場合における甲及び乙の位置は、別図にしめすところによる。
- (4) 立入制限区域内の通行にあたっては、乙の指揮者は、連絡用無線機により飛行場管制所並びに岡山県岡山空港管理事務所と緊密な連絡をとり、通行に関する指示をうけて、原則として甲の誘導により安全を確認して行動するものとする。

（消防救難活動の指揮）

第3条 乙が出動した場合の指揮は、原則として乙が行うものとする。

（現場情報の交換）

第4条 甲及び乙は、緊急事態の発生に際し、消防救難活動を円滑に行うため、現場において知り得た情報は相互にこれを交換するものとする。

（資器材の運用）

第5条 協定書第2条に定める消防救難活動を行う場合における消防救難資器材の運用については、甲及び乙は、相互に協力するものとする。

(通報の内容)

第6条 協定書第6条に定める通報事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 発生日時及び場所
- (3) 消火救難活動の開始及び終了日時
- (4) 対象物の種別、名称及び責任者名（航空機に関するものにあっては、機種及び乗員、乗客数）
- (5) 被害状況
- (6) 消火救難活動の概要
- (7) 消火救難活動に関する事故の有無
- (8) 出動人員及び主な使用器材等
- (9) その他必要な事項

(資料の交換)

第7条 協定書第8条に定める必要な資料は、次のとおりとする。

- (1) 甲が乙に提供するもの
 - ア 空港平面図
 - イ 消防水利及び消防設備に関する資料
 - ウ 空港内諸施設の概要に関する資料
 - エ 空港の消防計画及び消防力に関する資料
 - オ 航空機の離着陸の状況並びに就航機種の概要
- (2) 乙が甲に提供するもの
 - ア 空港周辺の平面図（消防水利を表示したもの）
 - イ 空港に対する消防隊・救急隊・救助隊の出動計画並びに消防力に関する資料

(通知)

第8条 甲は、協定書の運用に関する法令等が改正されたときは、乙に速やかに通知するものとする。

2 前条の規定による資料について、内容の変更があったときは、相互に連絡若しくは提供するものとする。

3 甲は、第1種区域及び第2種区域において次に掲げる工事等を行う場合は、あらかじめ乙に通知するものとする。

- (1) 消防隊・救急隊・救助隊の通行、その他消防救難活動に支障を及ぼすおそれのある通路、空港道路若しくはその他空港施設等の工事
- (2) 水道の断水又は減水
- (3) 消防用水利施設の使用不能又は使用障害
- (4) 施設の新設又は変更
- (5) その他必要があると認められる事項

(その他)

第9条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

附則

この覚書は、昭和63年 3月11日から実施する。

附則

この覚書は、平成 5年 9月16日から実施する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

昭和63年3月1日

甲 岡山県

岡山県新岡山空港管理事務所長 福田 行

(岡山県岡山空港管理事務所に名称変更)

乙 岡山市

岡山市長 松本 一

岡山空港及びその周辺における 消防救難活動に関する協定書

岡山県岡山空港管理事務所長 三竿 賢議（以下「甲」という。）と
(以下「乙」という。)とは、岡山空港
(以下「空港」という。)及びその周辺における消防救難活動について、
次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する事故並
びに火災若しくは空港におけるその他の火災が発生し、又は発生のお
それのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し岡山空港管理事
務所並びに空港に事務所を有する機関及び団体（以下「協定事業主」
といふ。）の職員をもって編成する消防救難隊（以下「消防救難隊」
といふ。）が緊密な協力のもとに一貫した消防救難活動を行い、被害
の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協定事業主の責務）

第2条 甲及び乙は、協定事業主として、この協定の定めるところによ
り、相互に協力し必要な措置を遂行する責務を有する。

（編成）

第3条 消防救難隊には、隊長及び副隊長を置くほか、次の各班をもつ
て編成する。

- (1) 連絡班
- (2) 消防救難班
- (3) 救護班
- (4) 警備班
- (5) 渉外班

- 2 隊長は、甲をもって充てることとし、副隊長は、協定事業主の中か
ら隊長が定めるものとする。
- 3 各班の班長及び副班長は、隊長が定める。
- 4 各班の任務及び編成は、別に定めるとおりとする。

(協 力)

第4条 協定事業主は、その職員の中から消防救難隊に所属すべき者（以下「隊員」という。）をあらかじめ選任し、隊長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 協定事業主は、隊長の指示があるときは、隊員の派遣及び車両等の機械の提供について協力しなければならない。

(行動の基準)

第5条 隊員は、緊急事態が発生したときは、関係法令及び隊長が別に定めるものによるほか、この協定に基づき行動するものとする。

(応急措置及び急報)

第6条 隊員は、緊急事態を発見したときは、できる限りの応急措置をとり被害防止に努めるとともに隊長に急報しなければならない。

(警 報)

第7条 隊長は、緊急事態が発生したときは、別に定める無線電話、有線電話等により警報伝達を行うとともに隊員への消防救難活動の実施を指示するものとする。

(集合及び指示)

第8条 隊員は、前条の警報伝達があったときは、速やかに緊急事態の発生した現場又は隊長の指示する場所に集合し、その指揮に従わなければならぬ。

(隊員の標示)

第9条 隊員は、消防救難活動に従事するときは、所定の腕章を着用しなければならない。

(協定事業主の措置)

第10条 協定事業主は、緊急事態が発生した場合、職員をこの協定に基づく消防救難活動に従事させるものとする。

2 協定事業主は、緊急事態発生時における事業所内の指示系統及び伝達方法を明確にしておくものとする。

(災害対策本部の設置)

第11条 緊急事態が発生した場合、甲は、必要と認めたときは、甲の事務所内に別に定める岡山空港災害対策本部要領に基づく岡山空港災害対策本部（次条において「空港本部」という。）を設置することができる。

(岡山県災害対策本部との連携)

第12条 消火救難隊又は空港本部は、緊急事態について災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく岡山県災害対策本部（以下この条において「県本部」という。）が設置されたときは、県本部と連携をとり必要な措置を講ずるものとする。

(災害補償)

第13条 消火救難活動に伴い隊員が受けた災害については、原則として業務上の災害補償として、当該隊員を選任した協定事業主が処理するものとする。

(訓練)

第14条 消火救難隊は、隊長の定めるところにより、定期的に総合訓練を実施する。

(その他)

第15条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(効力発生日)

第16条 この協定は、平成6年 2月10日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成6年 2月10日

甲 岡山県岡山空港管理事務所
所長 三竿 賢議

乙 (各機関、団体) (別紙)